

全労済協会勧誘方針

全労済協会は、勤労者福祉の向上を目指した認可特定保険業を営み、加入団体・労働組合等の皆さまの安心とゆとりある勤労者福祉をめざしています。

全労済協会では、認可特定保険業の推進にあたり、「金融サービスの提供に関する法律」にもとづいて、次の勧誘方針を定めています。

基本方針

1. 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な保険の推進に努めていきます。
2. 加入団体・労働組合等の皆さまに保険内容を正しくご理解をいただくために、説明内容や説明方法を工夫し、加入団体・労働組合等の皆さまの意向と実情にそった適切な保険が選択できるよう努めていきます。
3. 保険の推進にあたっては、深夜や早朝など加入団体・労働組合等の皆さまの迷惑となる不適当な時間帯には行いません。
4. 加入団体・労働組合等の皆さまと直接対面しない加入推進（郵送加入等）を行う場合は、説明内容等を工夫し、加入団体・労働組合等の皆さまにご理解いただけるよう努めていきます。
5. 保険金支払事由が発生した場合におきましては、迅速かつ正確な保険金の支払いに努めていきます。
6. プライバシー保護の重要性を認識し、加入団体・労働組合等の皆さまの情報については、適正かつ厳正な管理に努めていきます。
7. 加入団体・労働組合等の皆さまのご意見等の収集に努め、今後の商品開発や加入推進に反映していくよう努めていきます。